



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成23年11月29日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき新百合ヶ丘総合病院建設事業に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	福島県須賀川市南上町123番の1 医療法人社団 三成会 理事長 渡邊 一夫
	指定開発行為の名称	新百合ヶ丘総合病院建設事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区古沢字都古255-7番地 他
	指定開発行為の目的	総合病院の建設及び公共施設の整備
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約53,243㎡
	環境影響評価の手続経過	平成20年12月2日 条例環境影響評価準備書公告 平成21年2月16日 条例環境影響評価見解書公告 平成21年6月23日 条例環境影響評価審査書公告 平成21年7月8日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	生物
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年11月29日（火）から 平成23年12月28日（水）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成23年12月28日（水） （郵送の場合は、平成23年12月28日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156